

社会人のための給付制度

# 専門実践教育訓練給付金



理学療法夜間部  
(3年制)なら、最大で

**168万円**  
支給されます

## 専門実践教育訓練給付金の概要

一定の条件を満たす雇用保険の一般被保険者または一般被保険者であった者が、厚生労働大臣が指定する「専門実践教育訓練給付金」の対象講座を受講し修了した場合、受講者が支払った教育訓練経費の一部が教育訓練給付金として支給されます。

本校の **理学療法学科(夜間部)**、**介護福祉学科**、**こども保育学科**、**医薬健康学科**は、教育訓練給付金が支給される「専門実践教育訓練給付金」の対象に指定されています。2018年1月からは、以下のように支給率や対象要件や支給額が拡充されました。

## 専門実践教育訓練給付金

	これまでの給付金制度	【変更後】2018年1月以降
支給率 (受講者が支払った訓練経費 × 右欄の割合)	受講期間中 <b>40%</b>	受講期間中 <b>50%</b>
	受講終了日から1年以内に資格取得し かつ被保険者として雇用された場合 <b>+20%</b> を追加支給	受講終了日から1年以内に資格取得し かつ被保険者として雇用された場合 <b>+20%</b> を追加支給
支給額の上限	<b>32万円 / 年</b>	<b>40万円 / 年</b>
資格取得し被保険者として 雇用された場合の 追加支給額	<b>16万円 × 受講年数</b>	<b>16万円 × 受講年数</b>

※ 理学療法学科 夜間部は3年間の支給になります



## 給付例

理学療法学科(夜間部3年制)の場合

40万円 × 3年 = 120万円  
 +  
 資格取得等した場合  
 16万円 × 3年 = 48万円

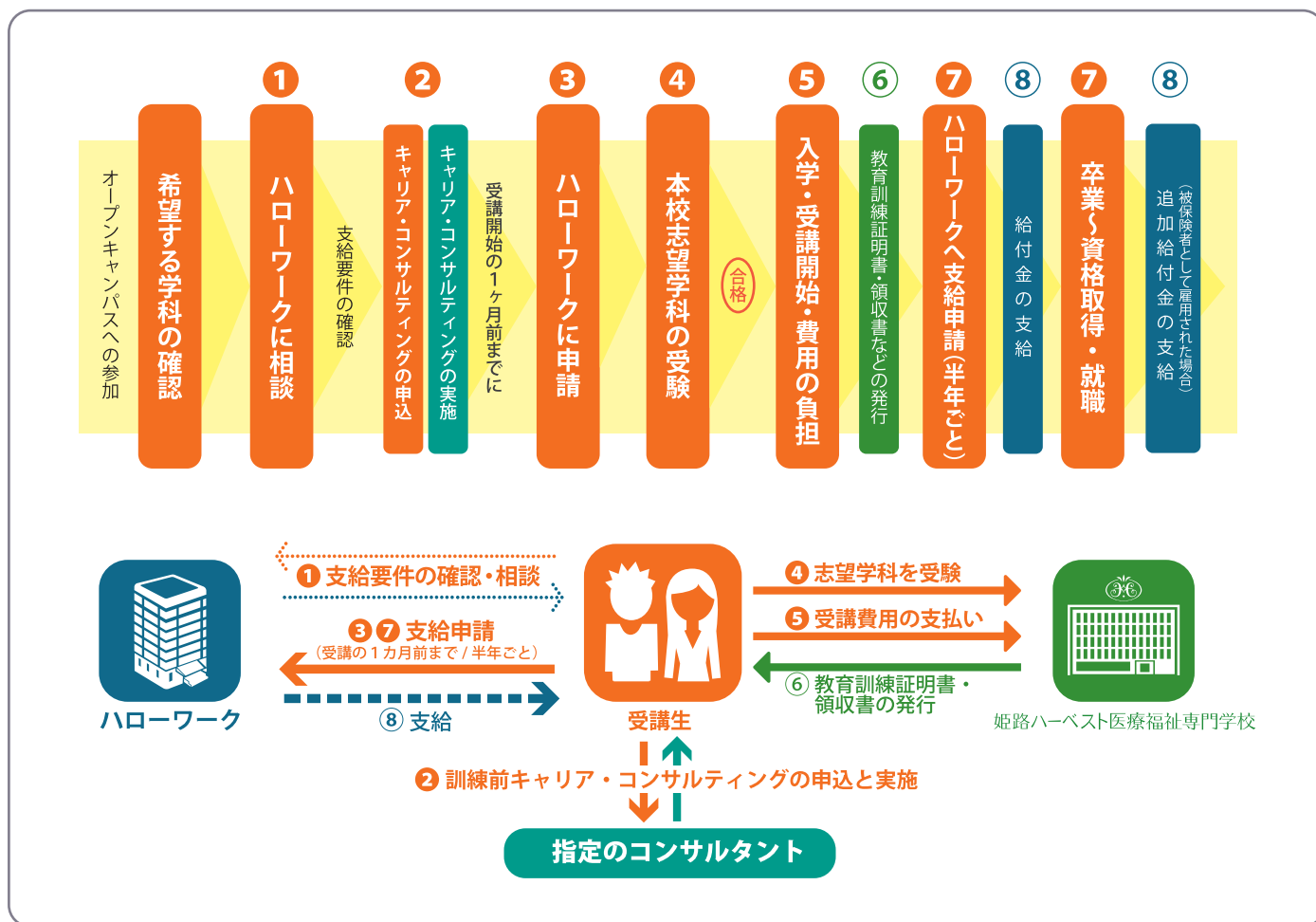
合計 **168万円** の受給が可能!

介護福祉学科・こども保育学科・医薬健康学科の場合

40万円 × 2年 = 80万円  
 +  
 資格取得等した場合  
 16万円 × 2年 = 32万円

合計 **112万円** の受給が可能!

## 給付金支給の流れ



## 受給資格

専門実践教育訓練に対する教育訓練給付金の支給対象となる方は以下のいずれかに該当する方です。

- 在職者又は特例(出産、育児、疾病、負傷等)を除き離職後1年以内の方
- 初めて受給する場合、受講開始日前日までに通算して2年以上の雇用保険の一般被保険者期間を有している方
- 2回目以降として受給する場合、前回の教育訓練給付金受給日から今回の受講開始日前までに3年以上経過し、3年以上の雇用保険の一般被保険者期間を有している方